

# 教育委員会議事録

平成27年4月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(平成27年4月定例会)

- 1 日 付 平成27年4月23日 (木)
- 2 場 所 海老名市役所第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 岡部 二九雄  
教育委員 松樹 俊弘 教育委員 海野 恵子  
教育委員 平井 照江
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子  
教育部次長事務 金指 太一郎 参事兼学校教育 飛矢崎 義基  
代理 課長  
参事兼教育指導 鷺野 昭久 学校教育課食の 外村 智昭  
課長 創造館担当課長  
兼食の創造館長  
教育指導課長補佐 山川 勇 教育指導課児童 西海 幸弘  
育成係長  
教育指導課 小宮 洋子 教育指導課 麻生 仁  
教育指導係長 教育支援係主幹
- 5 書 記 教育総務課庶務 佐藤 哲也 教育総務課主事 魚谷 尚子  
係長
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第3号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 報告第4号 海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
- 日程第3 報告第5号 海老名市いじめ対策調査会規則の制定について
- 日程第4 報告第6号 海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 日程第5 報告第7号 海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定について
- 日程第6 議案第12号 平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針について
- 8 閉会時刻 午後3時23分

○伊藤教育長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会4月定例会を開会いたします。この形では初めての教育委員会ですけれども、私としては定例教育委員会の議事等は進めるのですけれども、我々事務局としては、とにかく委員さん方にわかりやすく説明をして、それに対して委員さん方が議論して、ここは合議制の場ですから、そこで皆さんでよりよいものに決めていくという形で進めたいと思いますので、時々議事がうまく進まないこともありますけれども、それはご容赦ください。話し合っただけで皆さんで決める会であるということで進めたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本定例会の議事録署名委員は、規定により、教育長において、松樹委員、平井委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○両委員 はい。

○伊藤教育長 本日の日程については既にお配りした議事日程のとおり、教育長報告がありまして、報告事項が5件、審議事項が1件の計6件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

-----  
○伊藤教育長 それでは、教育長報告という新しいものでございますので、こちらの大きなクリップにとまっていますので、よろしくお願いいたします。

それでは進めます。

平成27年4月定例会教育長報告です。

まず、1点目は、教育長職務代理者についてでございます。

法改正によって私が指名することになっておりますので、私としては、年度ごとに輪番制で行っていただきたいと考えているところでございます。それで、平成27年度は松樹委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、松樹委員の任期は年度途中になっておりますので、その後の年度末と平成28年度は平井委員、次の年度は岡部委員、次の年度は海野委員、次の委員が再任されたら、またその次の委員ということで、委員、委員が年度、年度で進められるような形をとりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目は、資料は別添でこの後ろについていると思うのですけれども、平成27年度総会

資料というものでございます。4月15日に鎌倉の浄智寺で行われました。私が今回代表として参加させていただきましたので、この資料を後でお読みいただければ結構なのですが、開けていただきますと、平成27年度全国市町村教育委員会連合会功労者表彰候補者報告書、平成26年度神奈川県市町村教育委員会連合会事業報告書、平成26年度神奈川県市町村教育委員会連合会収支決算書、会計監査報告等が載っております。その中で5ページを見ていただけますでしょうか。ここに、平成28・29年度神奈川県市町村教育委員会連合会役員選出区分ということで、市の会長は、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市から選出するということになっております。実はこれは決まっておきませんので、今後4市での調整になりますので、今年度内に調整することになりますので、我々も該当になりますので、それだけをご承知いただければと思います。よろしくお祈いします。その後、平成27年度神奈川県市町村教育委員会連合会事業計画（案）がありまして、平成27年度神奈川県市町村教育委員会連合会収支予算書（案）があります。

8ページを開いていただきますと、本年度、我々で関東連合会に出席しますので、5月に長岡に皆さんで研修に行くことになりますので、よろしくお祈いします。

一番最後、裏面を見てもわかるのですが、神奈川県連合会として、神奈川きずなブックの4年間ということで、連合会で被災地に本を寄贈するという活動のチラシが1枚入っておりますので、皆さんもそこに参加されているということですが、その結果を載せておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上が2点目の平成27年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会です。

1点だけ、法改正になって、私どもの市と2町だけが教育長が出席だったのですよ。ほかはみんな教育委員が出席でした。会の趣旨からいくと、教育長会議というのは、県もあるし、県央もあるし、市もあるから全然別の組織としてあるので、ここに出席される方については、私としては職務代理の方が出席するのがふさわしいと自分で参加して思ひたので、これは我々の中で決めることですが、その点、よろしいかどうかだけ、1点お祈いいただきたいのですが、どうですか。

○岡部委員 よいと思ひます。

○海野委員 その担当市のオブザーバーとして教育長が委員長のほかに出席されるぐらいで、ほかの市では教育長は余り今回も出られていないので、多分そういうふうにおもわれたのかと思ひます。新制度に変わった市が少ないので、教育長が出られていないと思ひるので、教育長がご出席にならなくてもよい会議ではないかと、私は今まで参加してそう

思います。職務代理でよいと思います。

○松樹委員 例えば法改正の中でなっている首長はいろいろだと思うのですが、今後どうしていくという話は、例えば皆さんの中では出てきたのですか。

○伊藤教育長 そこなのです。初めて会ったときに会長市、これが教育長代行、教育長会議だから、これではまずいでしょうという話になっていました。だから、どんどん入れかわって、幾ら長くても今後3年ぐらいには全て入れ替わるではないですか。そのときに教育長会議だったらおかしいわけではないですか。やはり教育委員としてそこに参加して、それぞれの同じ立場の方が意見交換をするのに意義があるので、そう考えると職務代理の方が出席するのがふさわしいと思いました。しかし、そこはまだ決まっていません。でも、そういう意見が多数出ました。

○松樹委員 出て行って、うちだけどうこうという話ではないと思うし、周りの方との協調もあると思うので、周りの方が新制度のところは例えば職務代理者を出してください、旧のところは教育委員長もしくは職務代理者を出してくださいというルールというか、あるのであればもちろん職務代理者が出るという話になって、また、会の中身、話の内容からしても、教育長会議が別にあるのであれば、そこはやはり委員が、職務代理者が出るべきではないかなと思います。

○伊藤教育長 ありがとうございます。私だけ浮いているような感じなものですから。

○海野委員 多分そうです。

○伊藤教育長 大変申し訳ないですけども、そこは、当面は、海老名市は職務代理者が出席ということでご承認、ご了解いただけますか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 よろしく申し上げます。

続いて3点目は、このものでございます。全部袋に入っておりますけれども、全国学力・学習状況調査、本年度、理科が新しく加わって、小学校6年生、中学校3年生が3教科で、実は一昨日これが実施されましたので、1枚、この紙の中、新聞記事の中で一番見やすくまとまっていた各教科出題の狙いみたいなものがありますけれども、私どもも実を言うと、これは、全然読み込んでいないし、ここでコメントしろと言われてもコメントできる状況ではありませんので、皆さんに質問紙、各教科の問題をお渡ししますので、少し見ていただいて、また、次回までにこういう問題を見て、こうだったのだけれどもと、また質問等があったら、そこではお受けしますので、お持ち帰りいただいて、少しお読みい

ただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて4点目です。4点目は、今年度、海老名市として有馬中学校で小中一貫教育を進めるということで、その実施委員会が行われている、今年度の方針が決まりましたので、それについてご説明いたします。

なお、今年度の中でも、保護者、地域に向けての講演会を実施したりします。また、教職員のものも、委員は出席可能だと思います。そういうものをご案内しますので、機会がありましたら、小中一貫教育の話をお願いいたします。

下のほうにずっと続いていると思うのですが、1枚プリントがあって、平成27年度有馬中学校区における小中一貫教育の研究に係る基本的な考え方というものでございます。1 研究のねらいとしては、9年間を見通した学校教育活動のあり方について研究することと、あとは地域の特色を踏まえ、家庭や地域と連携した小中一貫教育の取り組み方法について研究する、研究の成果をまとめ、発表することによって、市内全小中学校での小中一貫教育実施のための研究ということで、海老名市としては全小中学校で小中一貫教育を進めたいという考え方でございます。

2 研究指定としては、市の試行校であるとともに、平成27年度神奈川県教育委員会小中一貫教育推進モデル校事業になります。県の指定も受けたということでございます。平成27年度神奈川県教育委員会かながわ学びづくり推進地域研究委託事業も受けております。あと、神奈川県は神奈川県で今、国に国の指定の申請をしているところでございますので、県が国の指定を受けることになれば自動的に海老名も国の指定を受けることとなります。でも、それは申請中ですので、受けられるかどうかはまだ未定でございます。

3 研究指定校としては、有馬小、門小、社家小、有馬中学校でございます。

4 研究内容としては、小中一貫教育の目標を定めることとか児童生徒の交流、教職員の相互交流、家庭や地域との連携、先進地区とか先進校を視察するという内容の研究でございます。

1枚めくってください。これから一応7月ぐらいをめどに実施委員会では研究を進めるのですが、研究のもとになる部分のものを進めます。まず、研究主題を設定することとか目指す子どもの姿の設定、研究主題に迫るための仮説の設定とか、仮説を検証するための具体的な手だての設定、具体的な手だてを実践していくこと、実践による成果と課題をまとめて発表するというところでございます。そのような形で進めます。

一応そこには6 研究組織がありますけれども、これはまた、後ろのページにもありますので飛ばしていただいて、7 番目として研究に係る人的措置ということで、市費非常勤教員を2名配置しております。それから、県から加配教員ということで定数で1名配置があります。

8 研究スケジュールについてはこの後の実施委員会で、これをスタートにずっと決めていきますので、7月末に実施委員会で検討して作成します。実施委員会の報告で詳しい結果が出た場合、またこの委員会で報告させていただきたいと思っています。

教育指導課長、地域の講演会はいつ予定しているのですか。既にわかっているのならば日程を知らせてもらえますか。

○教育指導課長 6月27日（土）午後1時30分、場所は門沢橋小学校です。千葉大の天笠茂教授を予定しております。これはもう確定しております。

○伊藤教育長 小中一貫教育に詳しいというか、その研究をしている先生に来ていただいて、中学校区の保護者、地域の方にも来ていただいて講演を聞くという企画ですので、先ほどご案内と言いましたが、既に決まっていて、済みませんでした。こういう企画がありますので、講演会についてはまた詳しくわかったらお伝えします。スケジュールでは6月にはと思っています。

9 研究内容の具体計画ということで構想図もつくるのですけれども、1つの柱としては小中一貫教育目標を4校で設定する。各学校では学校教育目標はあるのですけれども、一貫としての教育目標をまず設定すること。それから、児童生徒の交流活動で、今でも中学校区では部活動の仮入部みたいな感じとか体験入学みたいなものがあるのですけれども、ほかにどんな活動ができるかとか、教職員の交換授業ということで、先ほど上に述べたようなことで加配があります。それで交換授業を実施しています。それから、教職員の合同校内研究会、研修会ができないか、今、検討していますので、各学校で校内研修をやるのにお互いの学校の先生が行って、同じように合同研究できないかとか、あと研修会の取り組みです。先ほどのは家庭、地域への講演会で、またそれとは別に家庭、地域と連携して取り組む活動ができないかということがございます。これらが校長部会と担当者会議で進めるということです。

10 その他としては、児童生徒へのアンケート、保護者へのアンケートを実施するか、少し違った横串というか、視点で、学力向上とか、そういう面でそれをどう取り入れるかということは、また少し考えなければいけないと考えております。一応2カ年計画で

進めるものでございます。

最後に1枚めくっていただきますと、小中一貫教育実施委員会というのがありまして、その担当者会議とか、各校には各校で推進委員会を設置していただいて、市は市で推進委員会を設置して、市の推進委員会はえびなっ子しあわせプラン推進委員会とつながって、それを全市に広げるためにはどのような形にするかということを進めていただこうと考えているところでございます。

一応下のほうに会議の名称と構成ということで入っておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、少し読んでいただいて、これについてご質問等ありましたらお願いします。

○海野委員 モデル校の件は先日説明されたのですが、国に申請する条件とかいうのは何かあるのですか。モデル校にしてもらう条件というか。

○伊藤教育長 基本的にはないです。小中一貫教育に取り組むというのが条件です。その研究に取り組む。

○海野委員 環境とか、そういうことは別に問われていないのですか。

○伊藤教育長 はい。

○松樹委員 小中一貫教育推進委員会（各学校）を組織と書いてあるのですが、ここには、例えば保護者なり、地域の方なりが入るわけですか。

○伊藤教育長 今のところは想定していません。

○松樹委員 研究のねらいとか具体的な取組の柱という中で、例えば家庭・地域への講演会だとか、家庭・地域と連携して取り組む活動なんていうのが出てくるのですが、地域の方から見ると学校の中で決めているというような印象になってしまうのかなという気がするのですが、実施委員会というのが幾つかあるのですが、中学校の目標策定とか、その辺は、教職員というか、委員会等で私は策定したほうがよいのではないかなと思うのですが、家庭・地域と連携して取り組む活動なんていうのは、よく地域の声を聞いた中で決めていくといいますか、地域性もあると思うので、各学校のところに例えば1人、2人入っているとか、あってもよいのかなという気が私はしたのですが、その辺はどうお考えかなと思います。

○伊藤教育長 今、構想上の研究日程みたいなもので進んでいるので、実際は応援団の方をどうするかとか、または、そこに投げてどんなことがみんなできるかという協議の場は必要になると思います。この学区、私も実は保護者をよく知っていて、私たちがやること

はないのという人も既にいらっしゃいます。また、3校の小学校で応援団ができたけれども、その応援団では何かもう既に合同の懇親会を計画しているぐらいで、その中で小中一貫教育はどうやってやるのとみんな関心を持っていられます。それについては十分検討して、例えば一緒のものであってもよいし、または投げかける、そういう人たちとの合同の会議みたいなものも1つのおもしろみかなと思いますし、十分必要なことだと思いますので検討したいと思います。

**○松樹委員** ほかのところの市町村を見ていて、よいも悪いものなのですが、委員会側と学校側で小中一貫のシステムを全て組んで、地域にこれですからお願いしますというやり方が多いような気がするのですね。これからはそうではなくて、意見を聞きながら巻き込んでしまうというか、それが自分たちの学校というか、地域の学校にもつながっていくのではないかなという気がしますので、一から十までとは思わないですが、各要所の中でアドバイスを言っていただき、うまい意味で巻き込んでしまった中で作り上げていってほしいなと思いますので、お願いしたいと思います。

**○海野委員** 私も地域に住んでいるので、私の情報よりも学校の回覧のほうが早く情報が入ってきて、もう学校の先生方の交流を4月から始めましたからという感じで入ってきています。中学校の先生が小学校に見えて高学年の授業をしますという回覧がもう流れているので、対応が早く、先生方はそういうものを取り入れてくださっているのだなということがつくづく感じられました。あと、地域の方も、こういうことをお願いしますと既に言っているからこられているので、こちらのほうが心配するよりも、すごく具体的に内容が進んでいるというのを今実感しているところです。

**○平井委員** 今、海野委員からお話をお聞きして、学校では取り組みの状況にあるということなので、いろいろな形で先生方への周知とか、そういうところは、いつているかと思っています。ここの研究内容の具体計画についてということもありますけれども、やはり合同校内研究会・研修会、そのあたりのところを充実させていく必要があるのかなと、もしそういうことが行われるのであれば、やはりそのあたりのところを早目早目に行っていかないと、相乗りをするわけですから、子どもの実態も違うし、1学級あたりを目安に、夏休みでそういう研修が持てればよいのかなというようなところは感じます。

もう1点、6月に保護者に対して研修会を持ってくださることは、とてもよいことだと思うのです。ただ、天笠先生を呼ばれて、保護者にどのような内容で講演会をしていただくのか、海老名で取り組む内容もあるので、そのあたりのところも加味したものであるか

どうか。少しそのあたり、もしある程度お願いしている内容があるならばお聞かせいただきたいなと思うのですが。

○伊藤教育長 現状ではまだ、中身はお願いしていないですか。

○教育指導課長 でも、対象が地域の方々ですと。保護者、学校評議員を含めて地域の方々に小中一貫教育について、まずどういうことなのか、また、地域としては、どのような教育ができるのかということを中心にお話ししていただくとは思っていますし、天竺先生はいろいろな対象に話をしていますので、当然地域の方々向けへの小中一貫の話もされているので、その辺は踏まえてお話をしてくださるとは思っていますが、こちらからも内容については、確認しておきたいとは思っています。

○平井委員 現実に海老名で始まっていくわけなので、本当に土台というのか、そのあたりを保護者に理解していただくためには、基本的なものをお話ししていただけたらなと思います。せっかくよい先生をお呼びいただけるので、そのあたりをお願いしておきたいなと思っています。

○教育指導課長 あと教職員の研修につきましても予定しております、まず、小中連携が6月2日に授業参観があります。そのときにまず、大学の先生にお話をさせていただきます。小林宏己先生を予定しております。あとは8月にも4校合同の研修会を予定していて、それは国大の池田先生をお願いしています。また、各学校の校内研究の予定がもう出ましたので、前回の実施委員会でお示しして、小学校の研究会も、中学校の先生が来られるとき、または小学校同士も大いに授業を見合っ、協議会にも参加して、まずそこから始めましょうということで話は進めています。あと、実際にどのように乗り入れをしていくかは学校にお任せしております。そのような予定はもう組んで、準備は進めているところです。

○岡部委員 県内でほかの市町村でも海老名と同じようにスタートしているところがあるのですか。

○伊藤教育長 神奈川県モデル事業は。

○教育指導課長 箱根町と秦野の中学校、箱根は全町でやるとのことです。秦野は1中学校区です。一応3地区です。

○伊藤教育長 3地区がモデル事業です。

○教育指導課長 モデル事業ですが、ただ、厚木も行っていますし、横浜、川崎も行っています。

○岡部委員 ありがとうございます。

○伊藤教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、ご質問等もないようですので、よろしいですか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 教育長報告が長くなって申しわけありません。

-----  
○伊藤教育長 それでは、議事に入ります。なお、一昨日臨時教育委員会が開かれたことから、事前に告示をさせていただきました報告番号が、繰り下がっておりますことをご了承ください。

○伊藤教育長 それでは、**日程第1、報告第3号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動**についてを議題といたします。教育部長より説明いたします。

○教育部長 それでは、報告第3号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

海老名市教育委員会関係職員の人事異動につきまして、報告理由でございますけれども、平成27年3月31日付及び4月1日付で人事異動を発令したため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容でございますが、2ページをご覧ください。内訳として、平成27年3月31日付で課長級5名、係長級1名、技能労務職1名、再任用職員2名、合計9名が異動となっております。

続きまして、4月1日付で部長級2名、次長・参事級2名、課長級3名、係長級4名、主査級7名、主任主事級4名、主事級、技能労務職各1名、そして任期付・特定任期付職員2名、合計26名の発令をしております。またあわせまして、再任用職員として技能労務職5名を4月1日付の人事異動で発令しております。詳細につきましては、4ページ、5ページに記載しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○伊藤教育長 目を通していただいて、ご質問等ありましたらお願いします。

○海野委員 拝見させていただいて、少し見なれない仕事内容というか、説明していただきたいのですが、事務代理とか特定任期付という初めて目にとまったもので、そう

いう役職というか、お仕事の内容を説明していただけますか。

○**教育部長** 任期付職員、事務代理と申しますのは、ここで言うところの金指太一郎教育部参事（兼）教育総務課長が従前で行っていましたが、教育部参事（兼）教育総務課長（兼）教育部次長事務代理ということでございまして、身分はそのままですけれども、兼務をするという形でございます。兼務といいますと、大体上のほうの位のポジションという位置づけになるのですけれども、次長と課長の職務に当たるのですが、身分としては参事職の位置づけのまま、次長職の職務にも当たるという位置づけでございまして。

○**海野委員** お仕事が増えるわけですね。

○**教育部長** はい。仕事は増えております。

それから、任期付職員についてでございますが、専門的知識や経験等を有する者を一定の期間活用することが必要と認められるときに、一定の期間という限定で職員を採用することができるという制度がございまして、任期付職員というのは2通りあるのですけれども、普通の任期付職員というのと、それから、特定任期付職員というのがあります。こちらには5ページの3人目と4人目、仲戸川さんと高間さん。仲戸川さんは任期付短時間職員、これは1週間当たり31時間以下の勤務の場合は短時間職員という位置づけになっておりますけれども、そのようになっております。特定任期付といいますと、高度の専門的知識。任期付のうちでも、より専門的であり、かつ高度な専門知識、経験等を有する者を採用することができるということになっております。特定任期付職員は5年以内、普通の任期付職員は3年以内と期間を区切って採用しているものでございます。

○**海野委員** 踏み込んでよいですか。仲戸川先生はどんなお仕事をされるんでしょうか。

○**教育部長** 職務に関しては教育部全体の運営に関する事、学校教育に関する事、教育指導に関する事、言ってみれば全般に広い、俯瞰的な位置から見渡していただいて、助言をしていただくような形をお願いしております。

○**海野委員** わかりました。ありがとうございました。

○**平井委員** 任期付・特定任期付のお二方なのですが、主幹という職がついているのですが、これは任期付であっても主幹という役職がつくのですか。

○**教育部長** こちらにつきましては特別の規定はありませんけれども、管理職相当の任務についてもらう場合には主幹という肩書というか、職名をつけております。

○**平井委員** これは行政職に合わせてという形ですか。

○**教育部長** さようでございます。

○平井委員 わかりました。

もう1点、用務員のフルタイムというのがありますね。今、用務員の時間帯はフルタイムで何時から何時までやっているのですか。

○教育部次長事務代理 正規職員につきましては通常の職員と同じですので、原則は8時から4時45分までということです。再任用職員でございますので、勤務内容も同様でございます。

○教育部長 補足しますと、再任用職員ですと、フルタイムという週5日が原則で、あと週3回というパターンも市役所としては採用しておりますので、あえてフルタイムと表現して、週5日丸々出ていただくということを明記しているという形です。

○松樹委員 1点だけお願いなのですが、入れかわりが結構あったと思いますので、できたら組織図のようなものがあるとよいのですが。

○教育部長 行政機構図ですね。

○松樹委員 名前が入ったものがあるのであれば、いろいろ問い合わせだとか、資料をいただいたりとなるので、もしあれば後で送付いただければと思います。

○伊藤教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、質問等ないようですので、日程第1、報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第3号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第4号、海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について及び日程第3、報告第5号、海老名市いじめ対策調査会規則の制定についてを議題といたしますが、この2件は関連がございますので、一括して報告を行います。

2件続けて、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料は6ページから16ページまでとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。

では、報告をさせていただきます。まず初めに、日程第2、報告第4号、海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定についてでございます。

本件は、海老名市いじめ問題対策連絡協議会の規則の制定について、海老名市教育委員

会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し執行いたしましたものですから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

教育委員会規則の制定につきましては教育委員会が決定する事項の1つでございますけれども、平成27年第1回海老名市議会定例会において制定条例でございます海老名市いじめ防止条例が可決されまして、また、この条例において設置が規定されている組織に関する規則であることから、制定条例と同日、ことしの4月1日になりますけれども、同日公布といたしたいため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により教育長が臨時に代理して執行したものでございます。

本規則でございますけれども、海老名市いじめ防止条例の制定に伴って、その条例の第9条に基づき設置されますいじめ問題対策連絡協議会の運営に関して必要な事項を定めたものでございます。

内容でございますけれども、第1条で趣旨を、そして第2条、委員の任期で任期を2年としまして、委員が欠けた場合における補欠の議員の任期は前任者の残任期間とすること、そして、再任されることができること。

第3条、会長におきましては、連絡協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定めること、また、会長は連絡協議会を代表し会務を総理し、会務の議長となること、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理すること。

第4条、会議では、会議は会長が招集し、また、会長が選出されていないときは教育委員会が招集すること、また、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないことを、第5条、庶務で、連絡協議会の庶務は教育委員会事務局において処理することを規定し、第6条に委任規定を置いております。

附則でございますけれども、この規則は平成27年4月1日から施行したものでございます。以上が報告第4号でございます。

続きまして、資料は14ページ以降でございます。日程第3、報告第5号、海老名市いじめ対策調査会規則の制定についてでございます。

本件は、海老名市いじめ対策調査会規則の制定につきまして、教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。これは先ほどと同様ですが、いじめ防止条例が可決されたことに伴うものでございます。

本規則は、いじめ防止条例第10条に基づき設置されるいじめ対策調査会の運営に関して必要な事項を定めたものでございます。

内容ですけれども、第1条で趣旨、そして第2条、会長及び副会長で、調査会に会長及び副会長を置きまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めること、また、会長は調査会を代表し会務を総理し、会議の議長となること、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理すること。

第3条、会議では、会議は会長が招集し、また、会長が選出されていないときは教育委員会が招集すること、そして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこと、さらに調査会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによること。

第4条、庶務で、いじめ対策調査会の庶務は教育委員会事務局において処理することと規定し、第5条に委任規定を置いております。

附則でございますけれども、この規則は平成27年4月1日から施行したものでございます。以上が報告第5号でございます。

以上で説明を終わります。

○伊藤教育長 今、説明がありましたけれども、ご質問等ありましたらお願いします。

○岡部委員 中身については特に異論はないのですけれども、少し教えてほしいのですが、表記の仕方で8ページ、2条の2ですけれども、「委員は、再任されることができる」。これは委員の側に立った表記なのかなと思って、こういうのは一般的ですか。「することができる」というのだと違うのかなというのが1つ。

次もやはり表記のことで恐縮なのですが、16ページ。これも中身については特に異存はありません。先ほどの9条を受けての規則で、16ページは10条を受けての規則ということなのですが、条例の10条にはこの規則の名前というか、「海老名市」というのが条例にはついていないのですよね。

○教育部長 条例の条文の中にですか。

○岡部委員 「実施するため、いじめ対策調査会を置くことができる」となっていますけれども、それを受けての規則では「海老名市」と入れてあるのですよね。こういうのはあるのだらうと思うのですけれども、合わせたほうがきれいかなと思いました。先ほどのことは合わせてある、そのような表記のことで大変申しわけないのですが、2点、気がついたのでお尋ねしました。

○教育部長 わかりました。

こちらは、まず1点目の「再任される」ですけれども、「することができる」という、これは解釈の仕方ではどちらでも大丈夫だとは思っておりますけれども、これは委嘱を受けるわけですので、こちらとしては委員の立場に立って「再任される」という表記を採用しているということでございます。

2点目の「海老名市」につきましては、文言の整理は慎重にいたしまして、いずれにしても海老名市という、どこのものかというのを、海老名市においてはこういった例規関係は全て海老名市とつけるのを通例としておりますので、そのあたりはこれがなかったからといって誤りではありませんけれども、この辺、取りこぼしのないように注意したいと思います。

○伊藤教育長 ということは、どういうことなのか。

○教育部長 これはどちらかに合わせて、きちんと整理するということです。

○伊藤教育長 でも、条例をこれから改正するのは大変なのではないですか。

○教育部長 条例を改正することはできませんので。

○伊藤教育長 規則名なので、中身の条文の中のいじめ対策調査会というのと、規則名は「海老名市」とついていても問題ないわけでしょう。要するに10条を受けて規則をつくるのだけれども、規則名は「海老名市の対策調査会規則」ということでも問題ないということでしょう。

○教育部長 問題ありません。

○伊藤教育長 ですので、中身の中の条文、要するに規則の中に「海老名市いじめ対策調査会」。条例を受けると「いじめ対策調査会については」となればよいわけで、表題については規則名ですから、規則名は新たに定めることは自由なのであって、第10条を受けてのいじめ対策調査会に関してはということになれば問題ないということではないかと。

○教育部長 条例の第10条で「いじめ対策調査会を置くことができる」といった場合に、これを規定する規則を制定する場合は「海老名市」がつきます。

○伊藤教育長 それでよいですね。だから「海老名市いじめ対策調査会規則」というのは全然問題ないですね。

○教育部長 問題ないです。

○伊藤教育長 ただ、第1条の「この規則は、海老名市いじめ防止条例第10条に基づき海老名市が設置するいじめ対策調査会に関し必要」だから、ここの第1条の「海老名市」が

問題だよ。今、岡部委員がおっしゃることは。そういうことですよね。

○**教育部長** 海老名市が設置する場合はもう「海老名市いじめ対策調査会」という名称になりますので、ここに「海老名市」が入っていても問題ないです。

○**伊藤教育長** では、大丈夫ですね。

○**教育部長** はい。

○**岡部委員** では、私の質問は特に問題ないということによろしいですか。

○**教育部長** はい。

○**岡部委員** わかりました。

○**海野委員** いじめ問題対策連絡協議会というのは年に何回か開かれる予定なのでしょう。その委員会の内容はその都度違うのでしょうか。どのような内容を予定されて委員会を開かれるのでしょうか。

○**教育支援係長** 今年度に関しては、立ち上げの年になりますので、まずは関係機関の連携を図るということで、何か具体的なことができるかということ委員さん内で話し合っていたかどうかと思っております。あとは、海老名市いじめ防止条例第5条に子ども宣言という項目がありまして、こういったものをどういう形で具体的に達成していったらいいのかというのを各分野の方にアドバイスをいただいて、その策定に向けての準備を進めていければと思っております。

○**松樹委員** 協議会のほうですけれども、年に一、二回とか行われるかと思うのですが、できたら、どんなことが話し合われたかという内容の報告をお願いしたいなと思っております。それと、連絡協議会はどうぞんぞんやってほしいなという気がします。お金、費用とかもかかることなのですが。調査会は、絶対ないよという形では思っているのですが、調査会規則なのですが、調査会で調査したものをどこに報告するなどという規則はないのですか。

○**教育支援係長** 国で定めている中で調査会、28条1項に該当するのですが、重大事態が起きた場合に調査会を想定しております。この調査の結果については、まず、もちろん調査するに至った当該の児童生徒及び保護者に、その途中経過も含めて報告しつつ、最終的にはその市町村の首長に報告することになっております。その報告を受けて首長が必要と判断した場合には再調査会という手続まで想定しているというふうに考えております。

○**松樹委員** それは、上位法で規定をされているということですか。首長に報告するというのは。

○教育支援係長 さようでございます。国の法律でされております。

○松樹委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 それは、首長に報告はするけれども、もちろん教育委員会の方々に情報提供することは可能ですか。

○教育支援係長 それは可能です。

○伊藤教育長 では、そういうことですので。

○平井委員 いじめ対策調査会がもし設置された場合、「委員5人以内をもって組織する」ということですね。その委員は「法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識」となっているのですが、このあたりのことは本当に突発的に起こるわけですから、事前にその人選ということは難しいかと思うのですが、ある程度海老名市としてこういう方にかかわっていただきたいなというようなめどは今後つけていきますか。事案の内容にもよると思うのですけれども。

○教育支援係長 ある程度想定して考えていくのは必要だと思いますが、実際にこういった調査が行われる場合には当該のかかわる訴えを起こした児童生徒の保護者等の意向を踏まえたり、その内容によってどういった分野のどういった専門家が必要かということも検討する必要があると思いますので、そういったことを含めていじめ問題対策連絡協議会の委員にお願いしております小林正稔先生なのですが、湯河原のいじめ、自死の調査委員会の委員長を務められた経験をお持ちの先生なので、その先生にご相談をしながら決めていきたいと考えております。

○平井委員 本当にあってはいけないことだと思うのですけれども、やはり急激なことなので、慌てないという言い方は失礼ですけれども、きちんとしたものを海老名としていろいろな角度から、そういう視点で今後そういう調査に当たる方のめどといたしますか、ある程度の範囲をもって今後当たっていただけたらよいと思います。

○伊藤教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、意見や、ご質問等もないようですので、報告第4号及び報告第5号を一括で、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第4号及び 日程第3、報告第5号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第4、報告第6号、海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料17ページ、18ページ、そして19ページでございます。日程第4、報告第6号、海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてでございます。

本件は、海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容は、いじめ防止条例の制定に伴って、同条例第9条に基づいて設置される海老名市いじめ問題対策連絡協議会の委員を新たに委嘱したいものでございます。

本委員はいじめ問題対策連絡協議会において審議を行うものでございまして、委員の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間、6名を新規に委嘱したものでございます。委嘱者（名簿）は別紙一覧表のとおりとなっております。ご高覧いただきたいと存じます。

以上が報告第6号でございます。

○伊藤教育長 説明が終わりました。

それでは、質問のある方はお願いします。

○海野委員 1番の樋田信幸さん、海老名警察署の方なのですがすけれども、海老名に来て長いのでしょうか。

○教育支援係長 樋田生活安全課長はこの春の異動で県警から異動されてきた課長なのですが、県警本部にいたころに少年関係の部署におられた方ですので、海老名での経験はございませんが、青少年問題に関する経験、知識は豊富な方だと考えております。

○海野委員 お幾つぐらいの方なのですか。

○教育支援係長 50代だと思います。50代中盤ぐらいかと思います。

○松樹委員 6番の小林正稔さんの今の肩書と、連絡協議会は多分10人以内で構成するという形だったと思うのですが、6名というはまだ余裕があるといえますか、4人。何でこれは6名なのかということを少しご説明願えますでしょうか。

○教育支援係長 小林先生は県立保健福祉大学の教授でございます。今、大学教授で仕事をされておりますけれども、現場経験が非常に長い方で、児童相談所ですとか、養護施設ですとか、そういったところでの勤務経験が豊富な方でございます。委員の6名に関しま

しては、教育委員会側として、教育長、部次長及び、先ほど任期付職員で紹介がありました高間という支援センターの主任相談員がおるのですけれども、社会福祉の分野と心理の分野両方の経験、知識とも豊富な職員ですので、その者も入れて10名以内の委員でスタートできればと考えております。

○松樹委員 わかりました。ありがとうございます。

○平井委員 4番の児相関係の方なのですが、児相の方も職員が大勢いらっしゃると思うのです。その中で今回、養護課長を協議会の中に入れられたわけを教えてください。

○教育支援係長 まず、児童相談所に依頼に参りました際に、基本的には厚木児相の中で選出をお願いしたのですが、会の趣旨としては、現場の細かい事案についての協議等ではなく、関係機関の連絡協議をするのが主たる趣旨であるということを説明した上で、ふさわしい方をお願いしたいということで申し入れてきました。その中での児童相談所からの推薦ということでございます。

○平井委員 各地域で児相とのかかわりがあるのですが、海老名市とのかかわりは持っていらっしゃる方ですか。

○教育支援係長 この方自体ですか。

○平井委員 はい。

○教育支援係長 養護課長なので、基本的には虐待とか、保護とかの部署だと思えますので、細かくは、申しわけありません、どういうふうにかかわりを持ったかというのは確認していませんが、何らかのかかわりは市とは持たれているのではないかなと考えております。

○平井委員 わかりました。

○伊藤教育長 委員名簿ということですが、今回の報告、委嘱ということですので、委嘱する方の名簿ということで全員、市教委関係が入っていないで申しわけなかったと思っております。

○伊藤教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、ご質問等もないようですので、報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4 報告第6号を承認いたします

す。

○伊藤教育長 続きまして、日程第5、報告第7号、海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料20ページから22ページまでになります。報告第7号、海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定についてでございます。

本件は、教育委員会委員の報酬を月額7万6800円から日額にして、2万5000円と改めることにつき、昨年12月の教育委員会定例会、そして本年3月の市議会定例会において可決をいただいたことを受けて、日額報酬の支給対象範囲に関する基準を制定したため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定に基づいて報告するものでございます。

制定の理由ですけれども、日額化に伴って、支給対象業務を明確にする必要があったためでございます。

詳しい内容でございますけれども、22ページをご参照いただきながらお聞きいただきたいと思っております。基準は大きく3つに分けて考えております。支給対象業務の考え方です。

1-(1)、対象を「教育委員としての業務で、職員が直接、当該業務の確認を行うことができるものとする（電子メールを除く）。なお、会議以外で教育委員が業務としての出席依頼等を受け、これに従事したときは日額報酬の支給対象とする」。

(2)として「教育委員会としての業務を行ったことにより、報酬が二重支給とならないような業務とする」ということでございます。

2 支給対象業務の主な事例です。ここの一覧表に掲げる業務を対象としますけれども、これが1日のうちに該当する複数の業務に従事した場合でも、重複して支給することはしないとしております。業務は、会議、法令等により規定されている会議、例えば教育委員会、本日の定例会ですとか臨時会、総合教育会議を指しております。会議以外の協議会等、教育課題研究会等の協議会、審議会委員等として出席するもので、当該委員としての報酬または謝礼が支払われないもの。研修としては、教育委員会連合会研修会などのように地方公共団体等が行う研修会や講演会。式典といたしましては、入学式・卒業式、辞令交付式、開校・開設記念式典等、教育委員として出席する式典（来賓だけでの出席は、対象外）でございます。そして学校訪問、小・中学校訪問でございます。学校現場との意見交換を考えております。現地視察といたしましては、現状把握として、状況を認識する

必要がある場合、先進都市視察などをした際に支給の対象としたものでございます。行事等への出席、教育委員の業務として理由のある（説明のできる）もの、教育委員と語る夕べ、ひびきあう教育研究発表大会、家庭と地域の教育を考える集い、市教委校長賀詞交換会、PTA活動研究集会等でございます。

3 支給対象としない業務の主な事例を掲げております。運動会、体育祭、連合運動会を例示させていただいております。

なお、この基準は、この4月1日から施行したものでございます。

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。

○海野委員 最初の制定の理由のところ「報酬の日額化に伴い」という「日額化」というのは、ほかの部署でもこういうことが行われているのでしょうか。そういう意味での「日額化に伴い」なののでしょうか。

○教育部次長事務代理 日額化ということですが、従前は月額報酬でしたので、今回条例の改正に伴って月額報酬に変更したということから「日額化」という表現を使っているところでございます。

また、他市については、神奈川県内では相模原市と神奈川県が月額から日額に変更してございます。

○伊藤教育長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、ご意見等もないようですので、報告第7号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第7号を承認いたします。

ここまでは報告事項でございます。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。日程第6、議案第12号、平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第12号でございます。資料は23ページ以降となります。平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針についてでございます。

提案理由は、平成28年度海老名市教科用図書採択に当たりまして、その基本方針を定め

たいためでございます。詳細につきましては教育指導課主幹兼教育指導係長から説明いたします。

○教育指導係長 24ページになります。海老名市教科用図書採択基本方針を定めたいものです。

#### 「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成28年度以降4ヶ年の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

この中の2行目に記載されている県の「『平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針』」については、定められたものがまだ届いておりません。また、3行目の「海老名市教科用図書採択資料作成委員会」については、前年度の海老名市教科用図書採択検討委員会を採択資料作成委員会に名称変更したものです。

それでは、資料についてご説明いたします。少し飛びますが、28ページをお開けください。文部科学省が定めた平成28年度使用教科書の採択について（通知）でございます。これが県の方針のもととなっております。

それでは、1ページめくっていただきまして、内容を説明させていただきます。

#### 1 平成27年度の教科書採択についてでございます。

(1) 小学校用教科書につきましては、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされています。

(2) 中学校です。これが本年度採択していただくものでございます。中学校用教科書目録のうちから採択することとなっております。目録については現在手元に届いておりませんので、届き次第、教育委員さん方にお渡しします。

(3)から(5)は特別支学級等についてでございます。(3)の特別支援学校、(4)の高等学校について海老名市は設置してございませんので、(5)の特別支援学級についての部分のみ関係してまいります。特別支援学級において使用する教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書、いわゆる一般図書と呼んでいるものを採択できることとなっております。

続いて、2 教科書採択の公正確保についてでございます。

(1) 教科書発行者の宣伝行為につきましては、文部科学省からの通知を受けて、教科書会社からの働きかけ等には対応しないよう指導しているところです。

次のページに参りまして、(2)には採択権者の責任によって公正かつ適正に採択を行うこと、また、会議の公開・非公開を適切に判断することという旨が記載されております。海老名市では、採択に係る教育委員会の会議を公開、採択資料作成委員会を非公開としたいと考えております。

(3)は県の教育委員会の対応についてのものです。

続いて、3 教科書採択方法の改善についてでございます。

(1)は、教科書の調査研究期間が確保できるように、県の教育委員会がスケジュールを再検討するようということが書かれております。

(2)には、調査員の配置及びその作成資料の取り扱いについて述べられております。調査員作成の資料の中で、万が一、それぞれの教科書について評定が付されているようなことがあったとしても、その評定に拘束力があるような取り扱いをしてはいけない、採択権者の責任が不明確になることがあってはならないというものでございます。海老名市では、調査員の資料はそれぞれの教科書の特徴を述べることにとどめ、評定のようなものを付すことはいたしません。また、教育委員さん方が判断しやすいよう、充実した資料の作成を指導してまいりたいと思っております。さらに「保護者等の意見を踏まえた調査研究」という文言がありますが、海老名市の採択資料作成委員会には保護者代表が含まれております。

続きまして、(3)は教科書採択にかかわる情報の公開について述べられております。海老名市では、教育委員会の公開と同時に、それぞれの会議資料等の情報公開を行ってまいります。

(4)は教科書の見本本についてでございます。教科書の見本本につきましては、教育委員さん方に1セットずつお届けし、十分に吟味していただけるようにしてまいりたいと考えております。

(5)は、高等学校についての内容でございますので省略いたします。

(6)には、教科書が全ての「児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましい」と書いてあります。

下に①から③の例が載っております。重要な部分となりますので、ここは全て読みなが

ら確認をさせていただきます。

(教科書発行者による取組の例)

①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

というものでございます。

続きまして、32ページ、4は法律に係る部分でございまして、海老名市教育委員会におきましても、これらの内容を踏まえ、採択に関する事務を進めてまいります。以上が文科省通知についてでございます。

次に、神奈川県教育委員会の採択方針はまだ出ておりませんが、そのもととなる選定審議会への諮問事項についてご説明いたします。26ページにお戻りください。先ほどの文科の通知と重なる部分も多くございますので、そのようなところは簡単にさせていただきます。

1 諮問事項(1)についてでございます。

- (1) 一般図書以外の教科書については、教科書目録から採択すること。
- (2) 選定審議会等は、教科書を絞り込むことなく、全ての調査研究の結果を報告すること。
- (3) は複数市町村で採択をする場合ですので、海老名市は関係ありません。
- (4) 情報の積極的な公開に努めること。

(5) 選定審議会の設置終了後に教科書を採択する必要が生じた場合は、調査研究の結果を利用し採択すること。これは海老名市においても同様で、そうそうあることではありませんけれども、採択資料作成委員会の資料については必要に応じて今後も利用することが出てくるというものでございます。

続いて、2 諮問事項(2)についてでございます。

(1) 各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。この編集趣意書、県の調査結果は委員さん方にお渡しいたします。市としては、それに加えて採択資料作成委員会からの調査結果等を加えて研究してまいります。

(2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。

(3) 採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択することとございます。

3 採択地区に審議会等を設置することが望ましいとしています。これは、海老名市の採択資料作成委員会に当たり、その機能はここに述べられているとおりです。

(1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告するというものでございます。

続きまして、27ページです。(3) 審議会等、海老名市の採択資料作成委員会ですが、その構成員です。海老名市では、教育委員会より1名、校長会より2名、教育研究会より2名、教職員より2名、保護者代表2名、学識経験者1名の構成となっております。

(4)から(6)は調査員会についてでございます。調査員会は、海老名市もここに記されているとおりに進めております。ただ、市単独で調査員会を設置いたしますと、調査日に非常に多くの教員が授業を抜けることになってしまいますので、近隣の4市。海老名市、綾瀬市、座間市、大和市で合同の調査員会という形をとっております。そして、調査員会から市の採択資料作成委員会に調査内容の報告があります。

(7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができるとされています。

4は、2つ以上の市町村が一緒に採択をする場合ですので省略いたします。県の選定審議会諮問事項については以上のとおりでございます。

最後に33ページ、平成28年度使用中学校教科用図書採択についてご説明いたします。

まず、今年度採択していただく教科書です。種目は、国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語の全15種目です。

次に、採択にかかわる日程についてでございます。2月の県からの説明を受けまして、採択資料作成委員会及び調査員会の準備を進め、5月から調査を行ってまいります。採択の決定は7月の教育委員会となる予定です。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたが、委員さん方から、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

説明の採択権者は我々でございます。皆さんが採択権者でございます。

○海野委員 先生方の調査員会というのがありますね。4市の合同のとき、先生方は何名ぐらい行かれるのですか。

○教育指導係長 1市につき17名ずつ行っています。

○海野委員 すごいですね。

○教育指導課長 教科によって、各市で3名、2名、1名となっています。社会みたいに非常に分野の大きいところは各市から3名出すことになっています。

○海野委員 それは、1回に何時間ぐらいで、何回実施予定ですか。

○教育指導課長 一応3回予定してまして、1回目に調査員会の説明をして、第2回、第3回目に、分担をしたりしているのかもしれませんが、丸1日が2回入ります。調査員のほうの依頼は済みました。

○伊藤教育長 というわけで、先ほどの説明のとおり4市合同でやる必要があるということでございます。

○松樹委員 人数分の教科用図書が送られてくるということで、去年の小学校のときも、その前の小学校、中学校のときも、時間を合わせて集まって、何時間か見させていただいてという形をとったのですが、私はできることなら、人数分あるのであれば、お預かりさせていただきたいという形です。ほかの委員がそれでもよければということなのですが、その時間内よりは自宅のほうがゆっくり読める気がするのです。

○伊藤教育長 今年度は、先ほど説明があったように委員さん方1セットずつ持っていただくという方式をとりたいと考えております。ただ、それについて、委員さん方それぞれ意見があったりしますので、お集まりいただく機会は必要かと思っています。それ

はご了承いただいて、調査、研究はもちろんじっくりやっていただきたいと思いで、皆さんがそれでよければお願いします。この後の審議が全て了承、最後可決するかどうかはあれなのですけれども、そういうことでございます。

**○松樹委員** 私はそのような方法でしていくほうがよいので、お願いしたいなと思います。

採択のことではないのですが、毎回お話をさせていただくのですが、例えば展示会にもいろいろな方が来られるかと思うのです。意見を受けるか、受けないか、ほかの市ではご意見をいただいてなんて、コメントをいただいてなんていうところもある。私はそこまでは必要ないかなと考えておるのですが、終わった後、採択された教科書は図書館に置くなり、もう少し市民の目に触れる、今の子どもたちはもちろん採択して、現行の教科書もそうですが、学習しているのですよということを何かしら市民の方にアピールも必要なのではないかなと思っています。また、図書館等もリニューアルされることですし、図書館長もいらっしゃることですので、やりとりの中でその辺も少しアクティブに攻めていってほしいなという気がします。それは要望にかえさせていただきますのでお願いします。

**○伊藤教育長** それについては実は市議会でも出ていましたので、私からそのようにするというで答えさせていただいておるところでございます。

**○岡部委員** 調査員会、採択資料作成委員会、委員会と3つの段階、それぞれ役割は大変大切だと思うのですけれども、私はとりわけ調査員会というのは一番最初のスタートのときですから、経験豊かな人になるのだということだけなのですけれども、例えば現役の先生だけなのか、OBもいるのかとか。先ほど人数は何いましたけれども、任期とか何か、そういうものもあるのかどうか、調査員会のあり方のようなものをお話しいただければなと思います。

**○伊藤教育長** 現状では現職の教員が行っています。ただ、いろいろな説明等については、先ほどあったようにいろいろな会社からの働きかけ等もありますので、確実に非公開の状態で行わせて、調査員が誰であるということも、全て終わった後に申請があれば公開はしますけれども、こちらから公開することはないという状況です。ですので、先ほど文科省のご説明があるときに、専門性のある者ということで現在その教科で、例えば自分で実際に授業を教えている者とか、その教科の免許を持って教育活動を行っている者がそれに当たるというものでございます。その辺でご理解いただきたいと思ひます。

**○海野委員** 教科書の採択に関する情報の公表についてとありますが、海老名市教育委員

会では情報の公表についてどの程度を考えていらっしゃいますか。

○教育指導係長 決定の教育委員会は、いつもどおり公開です。採択資料作成委員会について公開はしないのですが、記録を情報公開という形で行います。先ほど教育長もおっしゃったのですけれども、調査員会であるとか採択資料作成委員会のメンバーについては、もう採択決定した後に一般の保護者代表の方のお名前は伏せた状態で残りのメンバーを公開する形というふうに今までしております。本年度もそのような形でいこうと考えています。

○海野委員 わかりました。

○松樹委員 もう1点だけ。採択とあわせて、各学校で副読本を使っているかと思うのです。副読本はここで採択する話では全くない話なのですが、例えば地域性を考慮して選ぶとかという項目があったり何か、ややもすると教科書を補完する意味で副読本を使ったりなんていう場面もありますので、現状使っている副読本や一覧とかがあれば、できれば用意をしていただきたいと思うのですが、各学校によって少し違ったりというのもあるのかなという気がします。ないのかもしれない、わからないですが、「わたしたちの海老名」ですとか、ほかに使っているものがあれば、例えば社会の地理的分野で別に教科書自体は地域性に合わせたものは書いていなくても、それをあわせて使っていればとか、いろいろ考慮に入れたい部分もありますので、少し調べていただいでよろしいですか。

○教育指導係長 ワークやドリルというような副教材とは別に、副読本という言い方になりますと、例えば保健体育の図解体育になるかと思いますので、今使っているものをご用意させてもらいます。

○伊藤教育長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第12号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 それでは、日程第6、議案第12号、平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針については原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会といたします。